

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 カネヨウ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土田外志建  
(コード番号 3209 大証第二部)  
問合せ先 取締役職能担当 山成哲央  
(電話番号 06 - 6227 - 6510)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 77 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以上

(下線は変更部分を示しております)

<現行定款>	<変更案>
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 (2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株主についての権利の制限) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株主についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

